

議会運営問題協議会設置要綱

- 1 春日井市議会の運営等に関する諸問題について協議するため、「議会運営問題協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 副議長
 - (2) 議会運営委員会の委員長、副委員長、委員
 - (3) 議長経験者
- 3 協議会の招集は議長が行い、会議の座長は副議長が務めるものとする。
- 4 議長は、随時協議会に出席し、発言することができる。
- 5 協議会は、協議結果を必要に応じて議長に報告する。
- 6 議長は、その協議結果について議会運営委員会で事件として取り扱うことができる。

附 則

この要綱は平成10年1月8日から施行する。